

社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会  
みんなのえんがわ中央町えんがわ棚マルシェ貸出要綱

令和7年3月18日  
事務局 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が推進する小地域福祉活動の一環で実施する地域拠点整備事業「みんなのえんがわ中央町」にて実施する「えんがわ棚マルシェ」の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(棚の貸出)

第2条 本会会長は、他事業に支障を及ぼさない範囲において、みんなのえんがわ中央町1階の棚を貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて30日以内とする。

3 第1項の貸出棚数は、ひとり（または1団体）棚2分の1口から1口までとする。ただし、本会会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の申請)

第3条 棚の貸出を希望する者および団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、「えんがわ棚マルシェ貸出申請書（様式第1号）」を本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出日の3日前までに提出しなければならない。ただし、本会会長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出の承認等)

第4条 本会会長は、前条の「えんがわ棚マルシェ貸出申請書（様式第1号）」の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、棚の貸出を承認することができる。

(1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 棚の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、本会会長が棚の貸出しについて不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 棚の使用料は、1口（約0.3㎡）2,860円（消費税込み）、2分の1口1,430円（消費税込み）とする。

2 申請者は、本会会長が指定する期日までに前項の使用料を支払う。なお、支払い以降に申請者の都合でキャンセルした場合、キャンセル料として使用料の全額を申し受けるものとする。

(使用料の免除)

第6条 本会会長は、以下に該当する場合、使用料の全額または半額を免除することができる。

1 全額免除

(1) 棚を使用して売り上げた全てをみんなのえんがわ中央町の運営費として寄付するもの。

## 2 半額免除

- (1) 市内に活動拠点がある非営利の福祉施設や特別支援学校等が、ノーマライゼーションの啓発や活動内容の広報を目的として自主製品等を販売し、棚を使用して売り上げた全てを自団体の運営費に充てるまたは非営利団体に寄付するもの。
- (2) 本会ボランティアセンターに登録する非営利団体が、団体活動の啓発などを目的として自主製作品等を販売し、棚を使用して売り上げた全てを自団体の運営費に充てるまたは非営利団体に寄付するもの。

### (遵守事項)

第7条 棚の貸出を受ける者および団体（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) その他、本会会長が特に付した条件に従って使用すること。

### (貸出承認の取消)

第8条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 本会会長は、前項の承認取消を受けた借受者が、いかなる損害を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

### (現状の回復)

第9条 借受者は、貸出期間終了後10開所日以内に棚に陳列した品物を撤去しなければならない。

### (弁償)

第10条 本会会長は、借受者が貸出を受けた棚を汚損またはき損した場合には、現品または金銭をもって弁償させることができる。

2 本会会長は、貸出期間終了後10開所日を経過してもなお棚に残存物がある場合には、借受者がこれらの所有権を放棄したものとみなし、本会において処分することができる。なお、処分に要する費用は借受者の負担とし、後日請求することができる。

### (本会の免責)

第11条 棚の貸出により、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、本会は一切その責を負わない。

### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、えんがわ棚マルシェの貸出しに係る必要な事項は、本会会長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和7年3月18日より施行する。